

運送事業者に対する行政処分(令和3年5月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和3年5月12日	大東実業株式会社 (法人番号4011401003 990)代表者石上恒明	東京都板橋区新河 岸1-7-2	金沢営業所	石川県金沢市湊2 丁目176番地2	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和2年11月12日、監査実施。4件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録 義務違反(安全規則第7条第5項)(3)点呼の 記録記載不備(安全規則第7条第5項)(4)乗 務等の記録記載不備(安全規則第8条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。